第

4784

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 8月 2日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 塾代助成事業における利用券の取扱い

Q:大阪市で行われている塾代助成事業における利用券(バウチャー)は、所得税上、どのように取り扱われますか?

A:非課税所得となります。

【解説】

大阪市では、「大阪市塾代助成事業」を平成24年9月から西成区において試行実施しており、平成25年12月から全市域において実施することとしています。

助成事業は、大阪市が認定した生徒の保護者に対して、学校外教育サービスを利用することができるバウチャー(1ヶ月当たり1万円を限度に使用できる利用券)を交付するというもので、次のような内容になっています。①バウチャーの交付申請は、申請書及び必要書類を大阪市に提出する。

- ②大阪市は、審査の上適当と認めた者に対し、 バウチャーを交付する。
- ③利用生徒は、学校外教育サービスを受けた際にその対価をバウチャーで支払う。
- ④参画事業者は、生徒から受け取ったバウチャーの額の9割相当額を大阪市に請求する。
- ⑤参画事業者からの請求に基づき、大阪市は その費用を支払う。
- ⑥バウチャーの1か月当たりの使用上限額は1 万円で、当該月以外は使用不可である。
- ⑦バウチャーの交付を受けた保護者又は生徒 が不正支給を受けていた場合は、その費用を 大阪市に返還しなければならない。

利用券は学資に充てるためのもので非課税とされています。







